

建築確認等手数料一覧表

令和3年4月改定

【建築物】

(単位：円)

床面積の合計	建築確認	中間検査	完了検査 (中間検査なし)	完了検査 (中間検査あり)
～30 ㎡以内	8,000	17,000	17,000	17,000
～100 ㎡以内	19,000	21,000	22,000	21,000
～200 ㎡以内	41,000	33,000	36,000	34,000
～500 ㎡以内	63,000	47,000	51,000	49,000
～1,000 ㎡以内	107,000	62,000	67,000	64,000
～2,000 ㎡以内	155,000	84,000	95,000	89,000
～10,000 ㎡以内	231,000	143,000	171,000	164,000
～50,000 ㎡以内	341,000	204,000	244,000	237,000
50,000 ㎡超～	610,000	391,000	449,000	443,000

備考

床面積の合計は、次に掲げる面積について算定します。

- (1) 建築物を建築（移転を除く。(2)において同じ。）する場合（(2)に掲げる場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分がある場合には、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。）にあつては、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

【建築設備・工作物】

(単位：円)

	確認申請	計画変更	完了検査
小荷物専用昇降機	8,000	5,000	24,000
上記以外の建築設備 (昇降機等)	23,000	10,000	41,000
工作物	17,000	7,000	29,000

備考

- (1) 複数の法第87条の4の昇降機を同時に申請する場合は、昇降機台数に表の額を乗じた額を手数料とします。
- (2) 法第6条第1項の確認申請又は法第18条第2項の計画通知に係る計画に昇降機が含まれる場合は、上記【建築物】の手数料のほか、表の額を手数料とします。
- (3) 法第6条第1項の確認又は法第18条第2項の通知を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画に昇降機が含まれる場合は、上記【建築物】備考(2)の手数料のほか、表の額を手数料とします。

【建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料】

(単位：円)

(1) 適合性判定手数料

	申請 1 件当たりの手数料額 (単位：円)							
	複数建築物の連携による性能向上計画認定を受けた場合の他の建築物		非住宅建築物 (工場等)		非住宅建築物 (工場等を除く)			
		変更		変更	標準的な評価法		簡易な評価法	
						変更		変更
～ 300 m ²	10,000	6,000	21,000	11,000	256,000	129,000	98,000	50,000
～ 1,000 m ²	18,000	11,000	29,000	16,000	321,000	162,000	124,000	64,000
～ 2,000 m ²	28,000	17,000	42,000	24,000	415,000	210,000	164,000	85,000
～ 5,000 m ²	86,000	52,000	107,000	62,000	592,000	305,000	266,000	142,000
～10,000 m ²	137,000	82,000	161,000	95,000	730,000	379,000	348,000	188,000
～25,000 m ²	173,000	104,000	200,000	118,000	862,000	449,000	418,000	227,000
25,000 m ² 超	217,000	130,000	249,000	147,000	984,000	514,000	490,000	268,000

備 考

増改築の場合の手数料は、原則建築物全体の面積に応じて算定します。

ただし、下記による場合は、増改築部分の面積に応じて算定します。

- (1) 既存部分が建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けており、設備等に変更がない場合。
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日以前に竣工した既存建築物の BEI をデフォルト値 1.2 として計算する場合。

(2) 軽微変更該当証明手数料

	申請 1 件当たりの手数料額 (単位：円)		
	非住宅建築物 (工場等)	非住宅建築物 (工場等を除く)	
		標準的な評価法	簡易な評価法
～ 300 m ²	5,000	64,000	25,000
～ 1,000 m ²	8,000	81,000	32,000
～ 2,000 m ²	12,000	105,000	42,000
～ 5,000 m ²	31,000	152,000	71,000
～10,000 m ²	47,000	189,000	94,000
～25,000 m ²	59,000	224,000	113,000
25,000 m ² 超	73,000	257,000	134,000